

当薬局について①

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です

薬剤師が医療保険制度に基づき調剤・一般薬の販売を行っています

2026年 6月1日

調剤基本料 2 . . . 30点

〈調剤基本料の加算〉 基準に適合する薬局のため表記の加算を算定しています

地域支援・医薬品供給対応体制加算1 . . . 27点

- ・地域における医薬品の安定供給を確保するため必要な体制
- ・当該保険薬局において調剤した後発医薬品の占める割合が85%以上

連携強化加算 . . . 5点

- ・第二種指定医療機関の指定
- ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売
- ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・災害の被災状況に応じた研修または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
- ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応

電子的調剤情報連携体制整備加算 . . . 8点 (月1回)

- ・オンラインによる調剤報酬の請求
- ・オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・医療DX推進の体制に関する掲示
- ・サイバーセキュリティの確保の為必要な措置

バイオ後続品調剤体制加算 . . . 50点 (バイオ後続品調剤時)

- ・バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明、調剤を行うにつき必要な体制を有する

〈その他の加算〉

調剤ベースアップ評価料 . . . 4点

- ・保険薬局従事者の処遇改善

調剤物価対応料 . . . 1点 (3月に1回)

- ・物価上昇への段階的対応

当薬局について②

労災保険指定薬局

生活保護指定薬局

どちらの保険医療機関の
処方箋でも受付できます

約700品目の医薬品を
備蓄しております

在庫がないお薬は
取り寄せて調剤いたします

ジェネリック医薬品を
希望される方はご相談ください

〈取り扱い指定公費〉

国指定

- ・結核医療費助成制度
- ・自立支援医療費助成制度(精神通院医療)
- ・被爆者に対する医療費助成制度(一般疾病医療)
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ・難病等医療費助成制度

東京都医療費助成制度

- ・難病等医療費助成制度
- ・B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度
- ・被爆者の子に対する医療費助成制度
- ・大気汚染医療費助成制度
- ・小児精神病医療費助成制度
- ・結核医療費助成制度(一般医療)(東京都単独助成分)
- ・自立支援医療費助成制度(精神通院医療)(東京都単独助成分)
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・乳幼児医療・義務教育就学時医療費助成制度
- ・高校生等医療費助成制度

お 知 ら せ

〈調剤管理料について〉

- 患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています
- 必要に応じて医師に処方内容の提案を行います

〈服薬管理指導料について〉

- お薬を安全に安心してご利用いただくために、薬剤服用歴を活用しております
- 薬剤服用歴に基づきお薬の服用に関してご説明いたします
- 調剤したお薬、市販薬について薬の飲み合わせを説明し薬剤服用歴に記載します

* お伺いした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します
疑問、質問等ございましたら薬剤師にご相談ください

〈明細書の発行について〉

- 患者様への情報提供として、領収証と一体型の調剤報酬の算定項目がわかる明細書をお渡ししております

〈領収証について〉

- 原則として領収証の再発行はいたしません、大切に保管をお願いします
- なお、確定申告等で証明が必要な場合は「医療費自己負担証明書」を1部200円で発行しております

〈容器代について〉

- 詰め替えが必要な水剤や軟膏をお渡しする際、使用量に応じた所定の容器代を保険外でご請求させていただきます

〈在宅について〉

- 処方箋による医師の指示にしたがい、ご自宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導を行います

かかりつけ薬剤師について

専任の薬剤師を決めていただくことで 「かかりつけ薬剤師」として毎回ご担当いたします

薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週31時間以上勤務かつ
薬剤師認定制度認証機構の研修を受け、研修認定を取得している者が担当します

*患者又はその家族等から選択され、同意を取得した際はお薬手帳に「かかりつけ」の薬剤師を明記
したシールを貼らせていただきます *不在時は他の薬剤師が承ります

2026年6月1日

服薬管理指導料（かかりつけ薬剤師による）*他の薬剤師担当時と点数は同等です		
3月以内に再度処方箋を持参、手帳を提示	服薬管理指導料1（イ）	45点
1以外	服薬管理指導料2（イ）	59点
調剤時残薬調整加算		
かかりつけ薬剤師により調剤日数の変更が行われた場合		50点
薬学的有害事象等防止加算		
かかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合		50点

かかりつけ薬剤師が継続的な服薬指導や患家を訪問しての残薬対策を実施した場合の加算	
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算（3月に1回）	50点
* 調剤時残薬調整加算若しくは薬学的有害事象等防止加算を算定したのに対して、患者又はその家族等の求めに応じて前回の調剤後、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況や残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を実施していた場合	
かかりつけ薬剤師訪問加算（6月に1回）	230点
* 患者又はその家族等の求めに応じて患家に訪問して、服用薬の服薬管理・残薬状況の確認等を行いその結果を保険医療機関に情報提供した場合	

薬の情報の一元的・継続的な把握ができます

- ・当薬局以外でもらった薬がありましたら、その内容をお申し出ください
- ・特別な場合を除き、原則として、処方箋は当薬局にお持ちください
- ・他の医療機関をご利用時には、「かかりつけ薬剤師」を決めていることをお伝えください

処方医との連携、調剤後も対応

- ・お薬を使用して、何か気になることがありましたらお申し出ください
- ・薬の使用状況の確認が必要な場合や、重要な情報を入手した際には、当薬局からご連絡します

残薬の整理

- ・使用せずに残った薬や使用方法がわからなくて困っている薬がある場合は、お気軽に当薬局へお持ちください、内容を確認し整理します

当薬局の行っている在宅患者訪問薬剤管理指導料について

在宅で療養中の患者様のうち、通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問し薬剤服薬の指導、及び管理のお手伝いをさせていただきます

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです
ご希望される場合はお申し出下さい（担当医師の了解と指示等が必要です）

2026年6月1日

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料（原則月4回まで）

①単一建物診療患者1人	650点/回
②単一建物診療患者2～9人	320点/回
③単一建物診療患者10人以上	290点/回
④在宅患者オンライン薬剤管理指導料	59点/回

【加算】

麻薬管理指導加算	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	100点（オンライン 12点）

・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に関する事項（合わせて月4回）

① 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変	500点/回
② ①以外	200点/回
③在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	59点/回

【加算】

麻薬管理指導加算	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	100点（オンライン 12点）

点数は全て1点＝10円です

計算例：10点＝100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担）

管理薬剤師：藤田 智子

東京都江戸川西葛西3-19-2

TEL：03-5674-1336 FAX：03-3680-2424

当薬局の行っている居宅療養管理指導について

介護保険をご利用中の皆様へ 当薬局の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです

2026年6月1日

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:30 土曜日 9:00～18:00

日曜日・祝日 休み ※なお緊急時は記載の限りではありません

3. 利用料金

1割負担の方

単一建物居住者が1人	518円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回
情報通信機器を用いた場合	46円/月1回

2割負担の方

単一建物居住者が1人	1,036円/回
単一建物居住者が2～9人	758円/回
単一建物居住者が10人以上	684円/回
情報通信機器を用いた場合	92円/月1回

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に、1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が加算されます

※離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に15%が加算されます

※中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に10%が加算されます

※離島や中山間地域等に居住する方へのサービスの提供に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に5%が加算されます

東京都知事指定介護保険事業所
番号 第1342356418号

アイ調剤薬局

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。

ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などを除きます。

- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

4. 改定について

当基本方針は、個人情報の安全を守るために、個人情報に適用される法令・規範、またインターネット技術の進歩、当薬局のサービスの変化等に応じて改定することがあります。その場合は、当薬局のホームページへの掲示、その他の適切な方法により速やかに皆様に開示いたします。

令和 5 年 6 月 1 日

アイ調剤薬局

開設者：荒木 美穂

管理薬剤師：藤田智子

1. はじめに

当社は、「人を大切に 笑顔を大切に」という基本理念の下、安全・安心を第一に、お客様の要望に真摯に対応し、より満足度の高いサービスの提供に向けて取り組んでいます。また、患者さまからお寄せいただくご意見・ご要望は、当社サービスの改善・品質向上において、大変貴重な機会と考えております。

一方、一部のお客様の要求や言動の中には、従業員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、従業員の尊厳を傷つけるものあり、こうした社会通念に照らして著しく不当である行為は、従業員の就業環境を悪化させるだけでなく、安全・安心なサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題です。

私たちは従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、患者さまに対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

従業員が安心して業務に取り組めるよう、さらに患者様との関係をよりよいものとなることにつながることを考え、株式会社新お茶の水ファーマシーにおける「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めました。

2. 当社におけるカスタマーハラスメントの定義

当社では、カスタマーハラスメントを

「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であり、労働者の就業環境が害されるもの」と定義します。

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・暴力行為
- ・暴言・侮辱・誹謗中傷・名誉棄損・
- ・会社や従業員の信頼を棄損させる内容や個人情報等のSNS等への投稿
- ・威嚇・脅迫
- ・土下座の要求
- ・長時間の拘束(不退去、居座り、監禁)
- ・継続的な、執拗な言動
- ・差別的な、性的な言動
- ・社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- ・合理性を欠く不当・過剰な要求
- ・従業員個人への攻撃・要求

3. カスタマーハラスメントへの対応(社内)

- ・ カスタマーハラスメントを受けた場合、従業員のケアを最優先します。
- ・ 従業員に対して、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法の研修を行います。
- ・ カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置や警察・弁護士等の連携など体制を整備します。

4. カスタマーハラスメントへの対応(社外)

- ・ 問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、当社でカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。
- ・ さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家(弁護士等)と連携の上、毅然と対応します。